平成３０年（フ）第２７３号
京都府宇治市小倉町奥畑38番地の10
債務者　有限会社辻工業
代表者代表取締役　辻　　弘次
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月３日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２４４号
兵庫県姫路市土山７丁目７番15号高田ビル３Ｆ
債務者　株式会社アペックスグループ
代表者代表取締役　栗田　政雄
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月４日午後１時30分
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第７９７号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地ワコーレＲＧ北本Ｇ一1108
債務者　株式会社Ｒｉｐｐｌｅ
代表者代表取締役　春原　裕史
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後２時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４１１号
大阪府箕面市桜５丁目18番33号
債務者　有限会社エミール電子
代表者取締役　坂田　武久
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２６８号
兵庫県西宮市今津曙町９番17号
債務者　有限会社菊進
代表者代表取締役　菊池　譲司
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時15分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２３７５号
大阪市城東区東中浜６丁目６番４号
債務者　株式会社安藤製作所
代表者代表取締役　福田　好二
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５２７号
愛知県春日井市割塚町188番地の２
債務者　有限会社エヌエス工業
代表者代表取締役　楢木野繁保
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後２時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２８号
和歌山市西浜1660番地378和歌山木材会館２階７号室
債務者　株式会社ハル
代表者代表取締役　米本久仁年
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　九鬼　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後１時45分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３３号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施101番地21
債務者　有限会社小川商函
代表者代表取締役　吾郷　義則
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木健太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午前11時
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第４４号
群馬県桐生市東７丁目１番48号
債務者　有限会社桐生駅そば
代表者代表取締役　菊地　康夫
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川住　岳央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年11月９日午前11時
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２５号
香川県三豊市三野町吉津乙1825番地
債務者　小川　佳章
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋月　智美
4　破産債権の届出期間　平成30年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第４４６号
宮城県岩沼市桑原３丁目５番35一102号、従前の住所仙台市太白区西中田６丁目８番27号セゾンハウス102
債務者　西村　　彩
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜山　公彦
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
秋田県大館市字館下９番地３
債務者　髙倉　利光
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緑川　正樹
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第９号
福島県南相馬市原町区上渋佐字原田320番地ブラウド101号室
債務者　萩原　輝子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　雄一
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成３０年（フ）第２２１号
岡山市中区関411番地　413号
債務者　花岡　正之
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　朝治
4　破産債権の届出期間　平成30年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５７号
青森市筒井１丁目３番７号　コーポふぁーすと202号
債務者　三浦　理子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙山　直美
4　破産債権の届出期間　平成30年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係